

# 大和高田市一時預かり事業 ご利用案内

## 1 事業の目的

一時預かり事業は、保護者の育児に伴う負担の解消、急病や傷病による育児援助、断続的・短時間勤務等に伴う一時的な保育に対する需要の多様化に因るため、生後満6ヵ月以上で就学前のお子さんをお預かりする事業です。

## 2 利用できる方

**大和高田市に住所を有する、生後満6ヵ月以上で、  
就学前（保育所・こども園・幼稚園等に在籍されているお子さんを除く）のお子さんです。**

### 利用区分

#### ○ 非定形的保育サービス

保護者の勤務形態等により、家庭における保育が困難となるお子さんに対して、週3日を限度として保育するもの。

#### ○ 緊急保育サービス

保護者の傷病・入院等、やむを得ない理由により家庭における保育が困難となるお子さんに対して、1ヵ月を限度として保育するもの。

#### ○ 私的理由保育サービス

保護者の育児に伴う負担の解消等の私的な理由により保育が必要となるお子さんに対して、週3日を限度として保育するもの。

## 3 利用できる施設

### 【1】 大和高田市立 土庫こども園 （子育て支援）

大和高田市土庫1丁目10-19 TEL 43-7810

### 【2】 大和高田市立 高田西保育所

大和高田市市場535番地の1 TEL 22-6775

### 【3】 大和高田市立 高田こども園 （子育て支援）

大和高田市内本町11番22号 TEL 43-5010

## 4 利用できる時間

原則 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4時30分まで  
土曜日 午前8時30分から正午まで

※ 施設の休日、行事等のため利用できない日がありますので、施設に直接ご確認ください。

※ 台風の接近等で午前7時現在、奈良県北部又は北西部に警報が発令された場合は、利用できませんのでご了承ください。また、保育の途中で警報が発令された場合も施設より保護者に連絡をしますので、お迎え等ご協力をお願いします。

## 5 利用人数

一日の利用人数は、お子様の年齢等により、おおむね5人程度です。

※希望された施設の一日の利用者数が多い場合には、保育の安全確保のため他の施設を利用していただく場合、一時お待ちいただく場合、お断りさせていただく場合等もありますので、あらかじめご了承ください。

## 6 利用方法

一時預かり事業利用申請書及びお子さんの健康状態（問診票）に必要事項を記入のうえ、利用施設へ提出してください。

※体温が37度5分以上ある場合、病児（感染症を含む）・病後児や体調不良児、医療的な配慮を必要とするお子さんは利用できません。

## 7 申請方法

利用される月の前月の最初の平日から、直接利用を希望する施設に利用申請書を提出してください。（ただし、利用決定は申請順とします。）

※利用の必要がなくなった場合やお子さんの体調が悪い場合は、必ず事前に施設にお申し出ください。

## 8 利用申請書の受付時間

午前8時30分から午後4時30分まで

## 9 利用料金等

一時預かり事業を利用される方は、次の利用料金を施設に納付してください。

児童の属する世帯	年齢区分	一時預かり利用料	
		4時間超の利用	4時間以内の利用
生活保護世帯	—	0円	0円
上記以外の世帯	3歳未満児	1,800円	900円
	3歳以上児	1,400円	700円
その他の料金 (必要とする場合のみ)		昼食代	250円
		おやつ代	50円
※ 生活保護世帯の方も有料		布団使用料	150円

上記金額は、一人一回の利用料金です。また、利用料金等は、すべて前納制です。  
年齢は、利用日当日の満年齢です。

## 備 考

私立 **よのもと保育園 TEL 52-1541**

**かなえ保育園 TEL 22-7123** でも一時預かり事業を実施しています。

利用方法等詳細は、直接保育園にお尋ねください。